

会計	繰越	検算	転記		
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)

平成26年分
開催分

収支報告書

(その1)

(ふりがな) あんとにおいのきこうえんかい

1 政治団体の名称 アントニオ猪木後援会

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2-1-1
参議院議員会館314号室

3 代表者の氏名 猪木 寛至

4 会計責任者の氏名 田邊 裕人

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類 <u>参議院議員</u>	
(現職・候補者の別) (現職)	
資金管理団体の届出をした者の氏名 <u>猪木 寛至</u>	

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名 <u>猪木 寛至</u>	
公職の種類 <u>参議院議員</u>	
(現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者の氏名(2人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	

事務担当者の氏名

田邊 裕人

(電話) 03-6550-0314

(電話) _____

(電話) _____

資金管理団体の指定の期間	
平成26年 1月 1日 から	
平成26年 12月 31日 まで	
(*複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
平成26年 1月 1日 から	
平成26年 12月 31日 まで	
(*複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	



2018

111010

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	10,030,047
(前年からの繰越額)	3,530,047
(本年の収入額)	6,500,000
支 出 総 額	130,930
翌年への繰越額	9,899,117

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	6,500,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	6,500,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	6,500,000	

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		3. 政治団体 個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所 (団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	職業 (団体にあっては、代 表者の氏名)	備 考	
猪木寛至	500,000	H26/1/10	千代田区永田町2-1-1参議院 議員会館314号室	参議院議員		
猪木寛至	500,000	H26/1/31	千代田区永田町2-1-1参議院 議員会館314号室	参議院議員		
猪木寛至	500,000	H26/2/10	千代田区永田町2-1-1参議院 議員会館314号室	参議院議員		
猪木寛至	500,000	H26/2/28	千代田区永田町2-1-1参議院 議員会館314号室	参議院議員		
猪木寛至	500,000	H26/3/11	千代田区永田町2-1-1参議院 議員会館314号室	参議院議員		
猪木寛至	500,000	H26/3/31	千代田区永田町2-1-1参議院 議員会館314号室	参議院議員		
猪木寛至	500,000	H26/4/11	千代田区永田町2-1-1参議院 議員会館314号室	参議院議員		
猪木寛至	500,000	H26/4/25	千代田区永田町2-1-1参議院 議員会館314号室	参議院議員		
猪木寛至	500,000	H26/5/9	千代田区永田町2-1-1参議院 議員会館314号室	参議院議員		
猪木寛至	500,000	H26/5/30	千代田区永田町2-1-1参議院 議員会館314号室	参議院議員		
猪木寛至	500,000	H26/6/11	千代田区永田町2-1-1参議院 議員会館314号室	参議院議員		
猪木寛至	500,000	H26/6/30	千代田区永田町2-1-1参議院 議員会館314号室	参議院議員		
猪木寛至	500,000	H26/7/11	千代田区永田町2-1-1参議院 議員会館314号室	参議院議員		
その他の寄附						
合 計	6,500,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費			
(2) 光 熱 水 費			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			
(4) 事 務 所 費			
小 計	0	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	87,190		
(2) 選 挙 関 係 費	43,740		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	130,930	0	
合 計	130,930		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
				タクシー代	
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
タクシー代	2,170	H26/7/1	日本自動車交通(株)	中野区大和田町1-68-7	
タクシー代	730	H26/7/1	扇橋交通(株)	江戸川区西小岩2-16-17	
タクシー代	3,160	H26/7/2	美鈴タクシー	杉並区宮前5-11-15	
タクシー代	2,710	H26/7/2	塩川タクシー	豊島区南大塚1-2-12	
タクシー代	2,530	H26/7/2	(株)織田タクシー東京営業所	足立区竹の塚6-24-18	
タクシー代	5,210	H26/7/3	昭栄自動車(株)	足立区本町2-21-6	
タクシー代	5,660	H26/7/3	昭栄自動車(株)	足立区本町2-21-6	
タクシー代	1,270	H26/7/3	飛島交通(株)品川営業所	品川区東品川3-32-21	
タクシー代	2,800	H26/7/3	山本タクシー	豊島区南大塚1-2-12	
タクシー代	730	H26/7/4	太陽自動車(株)	葛飾区四つ木5-5-18	
タクシー代	730	H26/7/4	日本交通 千住営業所	足立区千住関屋町19-2	
タクシー代	2,530	H26/7/4	望月タクシー	豊島区南大塚1-2-12	
タクシー代	2,260	H26/7/4	国際自動車(株)赤羽営業所	北区浮間5-4-43	
タクシー代	1,000	H26/7/4	吉本タクシー	豊島区南大塚1-2-12	
タクシー代	1,180	H26/7/5	鳩タクシー	世田谷区世田谷2-14-2	
その他の支出	52,520				
合 計	87,190				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		2. 選挙関係費	
				駐車場料金	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
駐車場料金	300	H26/7/1	パーキングメーター	千代田区霞が関2-1-1	
駐車場料金	1,400	H26/7/1	OnePark上野	台東区上野5-16	
駐車場料金	500	H26/7/2	リパーク広尾3丁目第3	渋谷区広尾3-1	
駐車場料金	4,400	H26/7/2	リパーク広尾3丁目第3	渋谷区広尾3-1	
駐車場料金	1,000	H26/7/2	太郎パーキング	世田谷区北沢2-13-15	
駐車場料金	900	H26/7/3	渋谷クロスタワー駐車場	渋谷2-15-1	
駐車場料金	600	H26/7/3	ピットイン広尾5丁目	渋谷区広尾3-1	
駐車場料金	300	H26/7/3	パーキングメーター	千代田区霞が関2-1-1	
駐車場料金	300	H26/7/3	パーキングメーター	千代田区霞が関2-1-1	
駐車場料金	4,100	H26/7/3	リパーク広尾3丁目第3	渋谷区広尾3-1	
駐車場料金	4,800	H26/7/4	(株) コインパーク	渋谷区広尾3-1	
駐車場料金	3,000	H26/7/4	リパーク広尾3丁目第3	渋谷区広尾3-1	
駐車場料金	3,100	H26/7/6	リパーク広尾3丁目第3	渋谷区広尾3-1	
駐車場料金	3,240	H26/7/6	新宿サブナード駐車場	新宿区歌舞伎町1-2-2	
駐車場料金	5,600	H26/7/7	リパーク広尾3丁目第3	渋谷区広尾3-1	
その他の支出	10,200				
合計	43,740				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成27年 8月 18日

政治団体の名称 アントニオ猪木後援会

会計責任者の氏名 田邊 裕人



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

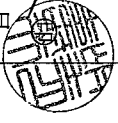
政治資金監査報告書

平成27年8月12日

アソトニオ猪木後援会

代表 猪木 寛至 殿

登録政治資金監査人 望月 豪夫
登録番号 第 4843 号
研修修了年月日 平成27年3月13日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、アソトニオ猪木後援会の平成26年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、アソトニオ猪木後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。
 - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。



(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

アソトニオ猪木後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、アソトニオ猪木後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

